⑵　「資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高（⑶に該当するものを除く。）　⑵」の欄は、資金供与者等（租税特別措置法第66条の５第５項第２号又は第68条の89第５項第２号に規定する資金供与者等をいう。第７号⑺において同じ。）に対する負債（同法第66条の５第５項第４号又は第68条の89第５項第４号に規定する資金供与者等に対する政令で定める負債をいう。第７号⑵において同じ。）に係る平均負債残高から「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高　⑶」の金額を控除した残額を記載すること。

⑶　「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高　⑶」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の13第１項第１号ロ（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）又は第39条の113第１項第１号ロ（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）に掲げる金額（第７号⑵及び⑶において「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高」という。）を記載すること。

別表十七㈠の記載要領等第二号中「（総資産の帳簿価額の平均残高）に規定する総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した」を「に掲げる」に改め、同号四号中「（総負債の帳簿価額の平均残高）に規定する総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した」を「に掲げる」に改め、同号五号中「（連結法人の関連者等に係る支払利子等の課税の特例との調整）」を削り、同号六号中「（関連者等に係る支払利子等の課税の特例との調整）」を削り、同号七号中「（特定債券現先取引等に係る負債がある場合の負債の利子等の損金不算入）」及び「（連結法人の特定債券現先取引等に係る負債がある場合の負債の利子等の損金不算入）」を削り、同号⑵及び⑶を次のように改める。

⑵　「資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高（⑶に該当するものを除く。）　⑵」の欄は、資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高及び別表十七㈠付表「12の計」の金額を控除した残額を記載すること。

⑶　「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高　⑶」の欄は、課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高から別表十七㈠付表「17の計」の金額を控除した残額を記載すること。

別表十七㈠の記載要領等第七号㈣中「第66条の５第１項又は第68条の89第１項」を「第66条の５第１項ただし書又は第68条の89第１項ただし書」に改め、同号㈤を次のように改める。

⑸　「類似法人の総負債の額　⑲」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の13第10項又は第39条の113第10項に規定する事業規模その他の状況が類似する内国法人のこれらの規定に規定する総負債の額を記載すること。

別表十七㈠の記載要領等第七号㈥中「対する負債に係る負債の利子等（」を「支払う負債の利子等（」に改め、同号⑺及び⑻を次のように改める。

⑺　「資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額（㉔に該当するものを除く。）　㉓」の欄は、資金供与者等に支払う負債の利子等の額から「課税対象所得に係る保証料等の額　㉔」の金額及び別表十七㈠付表「14の計」の金額を控除した残額を記載すること。

⑻　「課税対象所得に係る保証料等の額　㉔」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の13第１項第１号又は第39条の113第１項第１号に規定する課税対象所得に係る保証料等の金額から別表十七㈠付表「19の計」の金額を控除した残額を記載すること。

別表十七㈠付表の表中「国外の資金供与者等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」を「資金供与者等に対する負債（課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債を除く。）のうち特定債券現先取引等に係るもの」に、「国内の資金供与者等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」を「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」に改め、同表の記載要領等第二号中「、法人」を「、内国法人」に改め、「第39条の13第12項各号」の次に「（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）」を加え、「特殊の関係の意義」を「連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例」に、「法人又は当該」を「内国法人又は」に改め、同第三号中「有する当該法人又は当該」を「有する内国法人又は」に改め、「（直接及び間接保有の株式等の意義）」を削り、「の当該法人又は当該」を「の当該内国法人又は」に改め、同第四号中「（特定債券現先取引等に係る負債がある場合の負債の利子等の損金不算入）」及び「（連結法人の特定債券現先取引等に係る負債がある場合の負債の利子等の損金不算入）」を削り、同第五号中「「国外の資金供与者等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」、「国内の資金供与者等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」」を「「資金供与者等に対する負債（課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債を除く。）のうち特定債券現先取引等に係るもの」、「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」」に改める。

別表十七㈡から別表十七㈡の㈡付表一まで を次のように改める。